

平成23年第2回美幌町議会臨時会会議録

平成23年2月18日 開会

平成23年2月18日 閉会

平成23年2月18日 第全号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
(諸般の報告)  
(提出案件の概要説明)  
日程第 3 議案第 7 号 美幌町自治基本条例の制定について  
日程第 4 議案第 8 号 美幌町自治推進委員会条例の制定について  
日程第 5 議案第 9 号 平成 22 年度美幌町一般会計補正予算 (第 8 号) について

○出席議員

- |          |           |         |           |
|----------|-----------|---------|-----------|
| 1 番      | 岡 本 美代子 君 | 2 番     | 横 関 望吉 君  |
| 3 番      | 平 野 茂 夫 君 | 4 番     | 柏 葉 久 子 君 |
| 5 番      | 佐々木 里枝子 君 | 6 番     | 松 浦 和 浩 君 |
| 7 番      | 大 江 道 男 君 | 8 番     | 坂 田 美栄子 君 |
| 9 番      | 吉 住 博 幸 君 | 10 番    | 杉 原 重 美 君 |
| 副議長 11 番 | 大 原 昇 君   | 12 番    | 古 館 繁 夫 君 |
| 13 番     | 橋 本 博 之 君 | 議長 14 番 | 小 林 勲 君   |

○欠席議員

なし

○地方自治法第 121 条の規定による出席説明者

美幌町長 土谷 耕治 君 監査委員 本多 忠夫 君

○地方自治法第 121 条の規定による出席受任説明者

副町長 染谷 良 君	総務部長 浅野 俊伸 君
民生部長 馬場 博美 君	経済部長 平野 浩司 君
建設水道部長 部田 貴好 君	病院事務長 大江 勇司 君
会計管理者 鈴木 元春 君	総務主幹 高崎 利明 君
政策財務主幹 平井 雄二 君	契約財産主幹 村田 純一 君
福祉主幹 岩田 憲次 君	健康推進主幹 佐藤 修 君
商工観光主幹 戸井田 准一 君	都市整備主幹 磯野 憲二 君
施設管理主幹 門別 孝志 君	住宅建築主幹 渡部 敏行 君
政策担当主査 狩野 哲也 君	教育長 川崎 俊郎 君
教育部長 佐藤 庄一 君	スポーツ振興主幹 田村 圭一 君
監査委員室長 武田 孝司 君	

○議会事務局出席者

事務局長 高坂 登貴雄 君	次 長 荒井 紀光子 君
議事係長 小室 保男 君	庶務係長 松尾 まゆみ 君

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（小林 勲君） おはようございます。ただいまの出席議員は、14名であります。定足数に達しておりますので、平成23年第2回美幌町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小林 勲君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、5番佐々木里枝子さん、6番松浦和浩さんを指名します。

---

◎日程第2 会期の決定

○議長（小林 勲君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

去る2月15日、議会運営委員会を開きましたので、副委員長から報告を求めます。

4番柏葉さん。

○4番（柏葉久子君）〔登壇〕 去る2月15日、平成23年第2回美幌町議会臨時会に関する議会運営委員会を開催いたしましたので、委員会当日、議事を進行した副委員長である私から結果について報告いたします。

本臨時会に付議された案件は、条例の制定2件、補正予算案1件、以上の3件であります。

よって、会期は本日1日限りといたしたいと存じます。

なお、議案第7号及び議案第8号は、関連議案でありますことから、一括議題として扱うこととし、提案理由の説明を受けた後、本会議を休憩いたしまして、改めて議会運営委員会を開いて議案の取り扱いを協議することいたしました。

なお、本会議再開のめどは、午後1時過ぎとなる見通しですが、美幌町の自治に関する基本理念と基本原則を定める重要議案であることから、その取り扱いには慎重を期すべき

と考えているので、議員各位、説明員には御理解と御協力をお願い申し上げます。

以上で、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（小林 勲君） お諮りします。

ただいま議会運営委員会副委員長から報告のあったとおり、本臨時会の会期を1日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 勲君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は1日間と決定しました。

---

◎諸般の報告

○議長（小林 勲君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（高坂登貴雄君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条の規定に基づく出席説明員につきましても、印刷したものを配付しておりますので、御了承願います。

なお、山内教育委員会委員長、所用のため、本日欠席の旨、届け出がありました。

また、本臨時会中、町広報及び議会広報用のため、写真撮影を行いますので、御了承願います。

なお、報道機関の写真撮影を許可しておりますので、あわせて御承知お願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

◎提出案件の概要説明

○議長（小林 勲君） 町長から、本臨時会に提出しております案件について、概要説明をしたいとの申し出がありますので、発言を許します。

町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 本日、ここに、平成23年第2回美幌町議会臨時会が開催されるに当たり、御出席を賜りました議員各位に対しまして心から感謝いたしますとともに、提出案件の概要について御説明を申し上げます。

条例の制定について、議案第7号「美幌町自治基本条例の制定について」は、美幌町の自治に関する基本理念と基本原則を定め、町民の権利及び役割並びに議会及び行政の責務を明らかにするとともに、議会、行政及び地域社会の自治の推進に関する基本的な事項並びに制度を定めることによって、町民主体の自治を実現しようとするものであります。

議案第8号「美幌町自治推進委員会条例の制定について」は、美幌町自治基本条例を守り、育て、実効性を高めるため設置する、美幌町自治推進委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めようとするものであります。

一般会計補正予算について、主な内容としましては、地域活性化交付金（きめ細かな交付金）及び除雪対策費の補正を行おうとするものであります。

なお、細部につきましては、後ほどそれぞれ御説明を申し上げますので、御審議の上、原案に御協賛を賜りますようお願い申し上げます、提出案件の概要説明といたします。

---

◎日程第3 議案第7号

◎日程第4 議案第8号

○議長（小林 勲君） 日程第3 議案第7号美幌町自治基本条例の制定について、日程第4 議案第8号美幌町自治推進委員会条例の制定について、以上、2件は関連する議案ですので、一括議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（土谷耕治君） 議案第7号、8号について、提案の詳細説明の前に私から説明を申し上げます。

申すまでもなく、自治基本条例は町の憲法とも言われ、美幌町の自治を担う町民の権利及び役割、議会及び行政、町長の責務を明確にし、情報の共有や参加のルールを定めることで、町民の声をより一層町政に反映するとともに、町民主体の自治を推進するための基本的な制度を整備しようとするものであります。

条例の内容を検討するに当たりましては、平成19年12月に公募による町民委員6名の方、団体から推薦された町民委員7名の方、議会から選任された議会委員5名の方、役場職員から公募した行政委員6名、そして町長を委員長とした25名の委員による、みんなでつくる自治基本条例町民会議を設置し、これまで37回の会議の開催と、26回の起草部会での議論を重ねてまいりました。

3年2カ月にわたる検討の進捗状況にあわせ、町民の皆さん、議会の皆さん、職員を対象とした中間報告を7回、素案に対するパブリックコメントの実施を30日間にわたり実施するとともに、議会独自の勉強会の開催などにより、広く御意見をいただくことを重ね、今回の提案に至りました。

当初、目的とした美幌らしく、美幌独自の町民の皆さんにわかりやすく、使い勝手のよいものとしてまとめられたと思います。

議会委員の皆さんの参画により、町民の皆さんと一緒に作り上げる自治基本条例は全国的にも例が少ないとお聞きしております。

改めて、議員各位並びに町民委員の皆さん、そして多くの町民の皆さんに感謝を申し上げます、そのように思います。

この後、詳細を総務部長より説明をいたしますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

○議長（小林 勲君） 総務部長。

○総務部長（浅野俊伸君） それでは、議案の2ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第7号美幌町自治基本条例の制定について、御説明申し上げます。

美幌町自治基本条例を次のように制定しようとするということで、記以下につきましては、参考資料で御説明申し上げますので、参考資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

まず、制定の目的でございますが、美幌町の自治に関する基本理念と基本原則を定め、町民の権利及び役割並びに議会及び行政の責任を明らかにするとともに、議会、行政及び地域社会の自治の推進に関する基本的な事項並びに制度を定めることによって、町民主体の自治を実現することを目的に条例を制定しようとするものでございます。

制定の内容でございますが、まず、前文でございます。美幌町が自然豊かなところであり、先人の英知と努力の積み重ねにより発展してきたこと、そして先人が守ってきた自然環境、築いてきた歴史や文化等を次の世代に引き継ぐ責任があること、情報の共有と町民参加を進めるとともに、町民主権による自治を確立することを決意し、自治の最高規範となるこの条例を制定することなどを規定してございます。

次に、第1章の総則でございますが、第1条から第4条で構成され、本条例を制定する目的、用語の定義、基本理念、基本原則の4項目を制定してございます。

第2章でございますが、情報共有についての規定で、第5条から第11条で構成され、情報共有のための具体的な手法として、情報のわかりやすい提供、そして情報公開、さらには会議の原則公開等を規定してございます。

また、議会や行政の説明責任、個人情報の保護を図ること、町民の意見等に対し誠実に対処することなどを規定してございます。

第3章につきましては、参考資料2ページにまたがりませんが、第12条から第16条で構成され、町民参加を規定してございます。町民の町政への参加と、行政が町民参加を求める事項、パブリックコメントなどの参加の方法、町民から提出された意見等の取り扱

い、行政の審議会の委員の選任に当たっての配慮事項などを規定してございます。

第4章は、住民投票に関する規定で、第17条で住民投票を実施できること、その結果を尊重することの規定を、第18条では、住民投票の請求権者及び投票権者などを規定してございます。

第5章は、第19条から第21条までで、町民の権利、町民の役割、事業者の役割について規定してございます。

第6章は、第22条から第26条までで、町民、議会、行政による協働の推進、コミュニティの定義や役割と、町民や行政のコミュニティとのかかわりなどについて規定してございます。

第7章では、第27条から第31条までで、議会及び議員の責務を初め、町民との情報共有と町民参加を図るための方法、自由討議など、議会運営にかかる基本的事項について規定してございます。

第8章は、第32条から次の3ページになりますが、第35条までで、行政の責務、町長の責務と就任時の宣誓、職員の責務について規定してございます。

第9章は、第36条から第43条までで、行政運営として、総合計画、財政運営、行政評価、行政改革、行政手続、政策法務、危機管理、公益通報の8項目について規定してございます。

第10章でございますが、第44条から第47条までで、町民、議会、行政が観光、環境などさまざまな分野において、町外の人たちとの連携、協力を図ること、また、自治体としての美幌町が課題解決を図るため、他市町村や国、道との連携、協力することなどを規定してございます。

第11章は、まず第48条でございますが、この自治基本条例は守り育てる条例とも言われておりますので、4年を超えない期間ごとに社会経済情勢に適合しているかなどを検討し、条例等を見直すことが適当であると判断したときは、必要な措置を講じるという

ことを規定してございます。

また、第49条では、この条例の運用状況や条例の見直し、さらには美幌町の自治の推進に関する事項等を審議する付属機関として美幌町自治推進委員会を設置することを規定してございます。

第12章は、第50条で、この条例が美幌町の自治の基本を定める最高規範であることの規定でございます。

施行日につきましては、平成23年4月1日からでございます。

続きまして、議案の15ページになります。

議案第8号美幌町自治推進委員会条例の制定について御説明申し上げます。

美幌町自治推進委員会条例を、次のように制定しようとするということで、記以下につきましては、参考資料の4ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、制定目的でございますが、美幌町自治基本条例第49条第6項の規定に基づき、美幌町自治推進委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めようとするものでございます。

これは、議案第7号の美幌町自治基本条例のところでも御説明申し上げましたが、自治基本条例の運用状況や条例の見直し、さらには美幌町の自治の推進に関する事項等を審議する付属機関として、美幌町自治推進委員会を設置することが規定されていることから、この委員会の設置条例を制定するものであります。

制定内容でございますが、第1条は、この推進委員会設置条例の趣旨の規定でございませぬ。

第2条は、まず第1項で委員の委嘱について、自治について識見を有する者、町内に住所を有する者、町内で働き、また学ぶ者及び事業活動、その他の活動を営む者のうち、公募に応じた者、その他、町長が適当と認める者のうちから委嘱することを規定してございます。

また、第2項では、委員の欠員に対する残任期間についての規定でございませぬ。

第3条は、推進委員会の会長及び副会長の設置等の規定でございませぬ。

第4条につきましては、会議の招集及び会議の開催要件等の規定を定めております。

第5条では、推進委員会の部会設置に関する規定を。

第6条では、推進委員会の庶務の所管部局は総務部とする規定を。

第7条は、この条例に定めるもののほか、推進委員会の組織及び運営に関する委任規定でございませぬ。

2の関連条例の改正としまして、この美幌町自治推進委員会の委員にかかる報酬について、日額5,600円として、美幌町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例に加えるものでございませぬ。

根拠法令につきましては、美幌町自治基本条例でございませぬ。

施行日につきましては、平成23年4月1日からでございます。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願ひいたします。

○議長（小林 勲君） 暫時休憩をいたします。

再開は、13時15分といたします。

午前10時19分 休憩

午後 1時15分 再開

○議長（小林 勲君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

議案第7号美幌町自治基本条例の制定について及び議案第8号美幌町自治推進委員会条例の制定については、13人の委員をもって構成する、美幌町自治基本条例等審査特別委員会を設置して、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 勲君） 異議なしと認めま

す。

したがって、議案第7号美幌町自治基本条例の制定について及び議案第8号美幌町自治推進委員会条例の制定については、13人の委員をもって構成する、美幌町自治基本条例等審査特別委員会を設置して、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました、美幌町自治基本条例等審査特別委員会の委員については、美幌町議会委員会条例第7条第1項の規定により、1番岡本美代子さん、2番横関望吉応さん、3番平野茂夫さん、4番柏葉久子さん、5番佐々木里枝子さん、6番松浦和浩さん、7番大江道男さん、8番坂田美栄子さん、9番吉住博幸さん、10番杉原重美さん、11番大原昇さん、12番古舘繁夫さん、13番橋本博之さん、以上、13人を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 勲君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました13人の方を、美幌町自治基本条例等審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩中に、第1、第2議員控室において特別委員会を開催し、正副委員長の互選をしてください。

午後 1時18分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長（小林 勲君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### ◎諸般の報告

○議長（小林 勲君） 諸般の報告をいたします。

休憩中に開催された、美幌町自治基本条例等審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長

の手元に参りましたので、報告します。

委員長に吉住博幸さん、副委員長に大江道男さん、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

#### ◎日程第5 議案第9号

○議長（小林 勲君） 日程第5 議案第9号平成22年度美幌町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（浅野俊伸君） 議案第9号平成22年度美幌町一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。

平成22年度美幌町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,109万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ115億565万3,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

それでは、27ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正は主に、国の補正予算によりますきめ細かな交付金の補正でございまして、本町に限度額として6,109万4,000円が枠配分されましたので、今回、補正をしようとするものでございます。

まず、一番上の庁舎管理事業費の増、工事請負費、庁舎玄関改修工事547万9,000円につきましては、役場庁舎の正面玄関の改修で、冬期間の寒さ対策として玄関前に風除室を設置し、障害者スロープを含め、ノンスリップのゴムマットを設置するものでございます。

その下の財政調整等基金積立金の減、積立金2,385万2,000円の減額につきましては、今回の補正にかかる財源を財政調整基金及び公共施設等整備基金の積立金を減じまして充当するものでございます。

この結果、年度末におけます財政調整基金の残高は5億9,432万2,000円、公共施設整備基金の残高は3億7,391万7,000円となる見込みでございます。

次の、一般事務費の増、積立金500万円につきましては、平成23年度に実施します子宮頸がん等予防ワクチン接種事業等に充当するために、福祉基金に積み立てするものでございます。

その下の施設運営事業費の増、修繕料、518万円につきましては、これも同じくきめ細かな交付金でございますが、老人憩の家の老朽化に伴う給湯及び暖房用ボイラー並びにろ過器の更新を行うものでございます。

次の、商工振興推進事業費の増、補助金、商店街イルミネーション受口改修事業補助金、183万6,000円につきましては、これもきめ細かな交付金で仲町1丁目から北1丁目までの各商店街の街路灯にイルミネーション受口を設置するもので、イルミネーション本体につきましては各商店街で設置し、商店街の活性化を図るものでございます。

一番下の段でございますが、観光施設維持管理事業費の増、工事請負費、交流促進センター施設改修工事4,141万2,000円の増につきましては、これもきめ細かな交付金によりまして、峠の湯のドーム浴室屋根を全面改修するものでございます。

一番下のターミナル物産センター施設改修工事311万9,000円につきましては、老朽化によりますターミナル物産センターの北側の壁をサイディングに張りかえをするものでございます。

次に、29ページをお開きいただきたいと思います。

道路橋梁維持管理事業費の増、工事請負費、道路排水施設整備工事339万9,000円の増につきましては、これも同じくきめ細かな交付金によりまして、美富56番地のセブンイレブンの東側に当たります町道第809号道路の排水処理で、U字管側溝及び雨

水管の布設がえと雨水ますの設置を行うものでございます。

その下の、道路雨水処理施設改修工事434万7,000円につきましても、きめ細かな交付金によりまして、栄町の東陽保育園西側から、国道39号線に向かう町道、第239号道路の雨水ますの取りかえ及び雨水ます取り付け管の布設並びに交差点のオーバーレーを実施するものであります。

その下の、除雪対策事業費の増、人夫賃等につきましては、今後の除雪に対応するため、除排雪等にかかる運転手及び作業員の時間外として74万5,000円を補正するものでございます。

その下の自動車等借上料1,083万1,000円の増額につきましては、今後、4回の除雪出動と2回の排雪、さらに雪捨て場の雪押しにかかる重機の借り上げ料の補正でございます。

次の、住宅維持管理事業費の増、工事請負費、南団地9号棟、10号棟屋根改修工事216万4,000円につきましては、これもきめ細かな交付金によりまして、南団地9号棟及び10号棟の通路の屋根が老朽化により破損しているため、改修するものでございます。

一番下の屋内体育施設維持管理事業費の増、修繕料143万4,000円につきましても、きめ細かな交付金でトレーニングセンターの大研修室の床のピータイルの張りかえ、それと壁の塗装、さらに2階の視聴覚室のカーペット張りかえ、和室の壁のクロス張りかえ、畳表がえ、ふすま張りかえ、さらに2階の廊下、階段部分の壁のクロス張りかえを実施するものでございます。

それでは、25ページにお戻りいただきたいと思います。

歳入でございますが、これはすべてきめ細かな交付金でございますが、社会福祉費補助金につきましては、子宮頸がん等ワクチン及び老人憩の家のボイラー更新等にかかる部分でございます。



道路橋梁費補助金につきましては、町道第239号及び809号道路の排水処理にかかる部分でございます。

住宅費補助金につきましては、南団地の9号棟、10号棟の通路の屋根の改修にかかる部分です。

保健体育費補助金につきましては、トレーニングセンターの改修にかかる部分でございます。

総務管理費補助金につきましては、役場庁舎正面玄関の改修にかかるものです。

商工費補助金につきましては、商店街のイルミネーション受口改修にかかる部分でございます。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（小林 勲君） これから、質疑を行います。

12番古館さん。

○12番（古館繁夫君） 今、御説明いただきましたきめ細かな交付金で、いろいろと対応していただけるということですが、今、総務部長がお話しした部分で、例えば年度内にやれる部分があるのか、工事として、それからこういう時期だから、新年度になってからどうしてもしなければ、また新年度でなければ、暖かくならなければできないのか、そういうのがあれば簡単で結構でございますから、これはいつごろやると、これはいつごろ考えているというふうなお話を聞かせていただきたいと思います。

○議長（小林 勲君） 総務部長。

○総務部長（浅野俊伸君） ただいま御説明した中で、今年度中に実施するのはイルミネーションの受口の取りつけ改修部分だけで、あと基金の積み立てもことし、今年度の事業として実施しますが、それ以外につきましては繰り越して次年度以降、来年度の工事ということになります。

○議長（小林 勲君） ほかに質疑ありませんか。

2番横関さん。

○2番（横関望吉君） 私のほうから、簡単に2点ほどお伺いをしたいと思います。

27ページの一番最後の交流促進センターの改修工事4,100万円のことで2点ほどお聞かせください。

工事期間は何日ぐらい予定をされるのでしょうか。それと、たしか昨年でしたけれども、10月ごろだったと思いますけれどもビスか何か落下をされて、その後、点検して、1カ所一番危なかったところを取りかえるというお話をお伺いしたところです。

それで、あのときは偶然、閉館時間帯であり、だれも入浴していないときにそういうことがあったのではないかというお話だったので、本当にけがする人がだれもいなくてよかったなという思いでいっぱいでした。

それで、今後、この改修4,100万円かけると、屋根は、多分、高さはあのまま、約8メートルか10メートルあるのですけれども、あのままだと思うのですけれども、今後、この改修すれば前回起きたようなビスの落ちだとか、そういう意味で落下の可能性というのはなくなるということでもいいのかどうか、その2点、お聞かせをください。

○議長（小林 勲君） 経済部長。

○経済部長（平野浩司君） 初めに、1点目の工事期間でございますけれども、工期として90日考えております。

ですから、実際に4月に発注をいただいて、何とか7月の中旬には完了をしたいというふうに思っております。峠の湯自体の休館というか、休む期間としては何とか70日ぐらいで、足場なんかを組んだりしますので、考えております。

それから、昨年、緊急に臨時会でボルトが落ちて、脱落して壁の一部が剥離をするということで、危険だと、皆様の御理解をいただいて、その応急処置をするための修繕をさせていただきました。

その結果見て、やはり屋根全体の劣化が進んでいると、それでその柱になる丸太トラスというか、骨組みについては全く問題がない

ので、今回はその丸太トラスという柱組み以外の物を全部撤去して、新たに屋根をつくり直すというような形をとりたいと思いますので、前のようにビスが落下するとか、そういうことについては今後は起きないというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小林 勲君） 2番横関さん。

○2番（横関望吉応君） それでは、今、落下物の可能性はないよということをお聞きまして、私も一つ安心をしたところであります。

私は、本音を言うと何かそういう可能性があるのであれば、屋根自体の高さのことをやはり真剣に考えるべきだという思いで、次、考えていたのですが、そういうことがないということであれば、私としても町民の方にも安心いただけるのかなという思いでいます。

最初の工事期間なのですけれども、たしか昨年のときはたしか一部やるのに10日間ぐらいお休みをしたのかなという、もし違っていれば後で正していただきたいと思っておりますけれども、今回はおおよそ90日間、まして営業の当初予算としては70日間ぐらいですというお話だったので、例えば、私が今、指定管理者で受けている方、せつかく年間の予定も多分されるのでしょうけれども、ではこの期間、休ませたときには、私たちもこの指定管理者受けるときにいろいろ議論があつて、大規模改修はやはり町の設置者である町でやりましょうと、いろいろたくさん議論したことを今、思い出しているところであります。

そういった意味でいけば、私がこの指定管理者であれば、営業したくてもできないと、この状態をどうしてくれるのだという意味では、設置管理者として、休業補償という言葉がいいかどうかは別にしても、そういった思いは今回、ちょっと前回と違って長いものですから、その辺はどういうお考えをされているのかお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（小林 勲君） 経済部長。

○経済部長（平野浩司君） 今、休みの期間の考え方でございますけれども、指定管理を

受けていただいている方、今、議員おっしゃるとおり、先ほど言いましたように約70日間ということでありまして、本来の取り決めの中では休業補償は行わないことにはなっているのですけれども、これはちょっと特殊な事情なので、私ども所管の委員会にもちょっとお話をさせていただいておりますけれども、休業補償についても考える必要があるというふうに、担当では理解をしているというふうに御説明をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小林 勲君） 2番横関さん。

○2番（横関望吉応君） 私は今の所管ではないので、ちょっとその辺がわからなかったものですからお聞きをしたところです。

もし、わかれば、多分、新年度予算になるのですけれども、今、もしわかるのであれば例えば70日間とすれば大体この程度の金額を考えていますよというのがもしわかれば、わからなければ別途また新年度予算でも結構なのですけれども、もし概算でわかればお教え願いたいと思っております。

○議長（小林 勲君） 経済部長。

○経済部長（平野浩司君） 現在のところ、皆様にお示しする金額等についてはまだ詰めておりません。

○議長（小林 勲君） ほかに質疑ありませんか。

9番吉住さん。

○9番（吉住博幸君） 27ページ、財政調整基金積立金の減の流れであります。

今回、もろもろの事業を行うのに取り崩すのだろうなど、そういう中で今回いただけるきめ細かな交付金、6,100万円を超える金額ですか、の中の合わさった補正だと受けとめるところであります。

ただ、今回、高額な工事が含まれてあります。そういう観点で、この基金という取り崩しについてお聞かせ願いたいのでありますが、金が足りないということでの取り崩しは十分わかるのでありますが、自分のことを言って申しわけないのですが、昨年、ちょう

ど今ごろ、3月の定例会、1年前のときにもこういう考え方の中で聞いた覚えがあるのですが、ある一方で基金を取り崩して、後ほど未執行な部分も含めたり、入札額の減で余ったというようなことも今後あるのかなと思っています。

私は、今のこの仕事をするために足りないということでの取り崩しは十分、理解できませんが、少なからず3月も含めて出てきた場合、基本的にどこにお戻しになるのかというお話を、むしろ総務部長、副町長あたりにお聞かせ願いたいと思っています。

そういう趣旨でお聞かせ願いたいのでありますが、よろしく願いいたします。

○議長（小林 勲君） 総務部長。

○総務部長（浅野俊伸君） まずは、今回の補正の関係でございますが、先ほども申し上げましたように、財政調整基金の積立金を減額して財源に充当するというところでございますので、今ある財政調整基金から取り崩すのではなくて、積み立てをする予算を取りやめて財源充当するというところで、御理解をいただきたいと思っております。

それから、年度末における執行残で今後どういう形になるかという部分でございますけれども、これは精算してみないとどのぐらい執行残が出てくるかわかりませんが、そういった金額に応じて今後の財政運営を考えた中で、例えば公共施設整備基金に積むとか、福祉基金に積むとか、そういう考え方のもとで整理していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小林 勲君） 9番吉住さん。

○9番（吉住博幸君） 今、総務部長が最初に御指摘いただいたことは、私がちょっとはしょって言ったつもりですので、私の聞き方が悪かったというのは、私自身気がついているところであります。

ただ、私はあえてこんなことをお聞きしているのは、行政における補正予算というのは、もちろん必要性があって、こういう形の

積み立てをと、厳密にはそういうこともわかるのですが、基本的に積み立てようとしていた金を減額するという、十分それを含めて、本来は積み立てなければいけないのだと私は思っているのです。

そこであえて、今回、引っかけの部分でありますけれども、後々残ったから、例えば別なところに積み立てたいというのが、1回こっちから取り崩しているわけですから、基本的には戻すような思いもあるのかなと、本来、積み立てたいという額に対して今回しないということでしょう。減額するというところで、そういうこともろろ合わせた上で、今後、そういう余った金はどういう方面に積み立てるべきだということを、いま一度お聞かせ願えればと思っております。

○議長（小林 勲君） 総務部長。

○総務部長（浅野俊伸君） 財政調整基金の取り崩しという考え方なのでございますけれども、当然、積み立てがあった上で取り崩すという形にはなりませんので、あくまでも今回の予算上は財政調整基金に積み立てするものをやめて、そのやめた額をもって今回の財源充当に充てますよということなので、だから取り崩すという形ではないのです。そういうことで御理解していただきたいと思っております。

ただ、先ほどから言いましたように、執行残につきましては、今後、本当に今後の財政運営上も考えて大きな投資が必要な部分だとか、それから今後、見込まれる事業だとか、そういったものを考慮した中で、どういったところに積むかというのは今後、考えて積み立てをしていくという考え方でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（小林 勲君） 9番吉住さん。

○9番（吉住博幸君） 私が3回も自分の恥を、皆さん私がわかっていないなということで、御説明いただいて、逆に感謝しているところですが、私は頭の中では積み立ては金の取り崩しではないよというのは、これも十分わかっています。

でも、積み立てようとしたそのものを減額

しているという観点で言えば、本来、積み立てるべきお金が減ったということになると、はしょって言うと、私の気持ちの中では取り崩しているだろうと、こういう気持ちでありますので。私の気持ちです。

ただ、こういう形の中で本来積み立てるべきお金、当初ですよ、思っていたものが積み立てられない中で、後々別なことで余ってきたお金があった場合に、しかるべき措置はどう考えているかという観点でありますけれども、これはいろいろな基金がございます。やはり、これは名前からいって財政調整基金の積み立てるべきお金だと思っていたので、本来ならばそちらのほうに、これは後々の話でありますがお戻しになられたらいかですかねという問いかけでありました。

○議長（小林 勲君） 副町長。

○副町長（染谷 良君） 私どもも今、吉住議員さんの御指摘も十分理解してお答えをしているわけでありましてけれども、予定をしていた基金が予定どおり積まれないのではないかと御指摘だと思います。

当然、当初、予定していたことも踏まえながら執行残等出た場合、執行残に限らず新年度、あるいは旧年度で適正に運営上、考えながら、それは対応してまいりたいと、このように考えておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（小林 勲君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 勲君） これで質疑を終わります。

これから、議案第9号平成22年度美幌町一般会計補正予算（第8号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小林 勲君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決さ

れました。

以上で、本臨時会に付議されました案件は全部終了しました。

---

### ◎閉会宣告

○議長（小林 勲君） 会議を閉じます。

これで、平成23年第2回美幌町議会臨時会を閉会します。

午後 2時24分 閉会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員